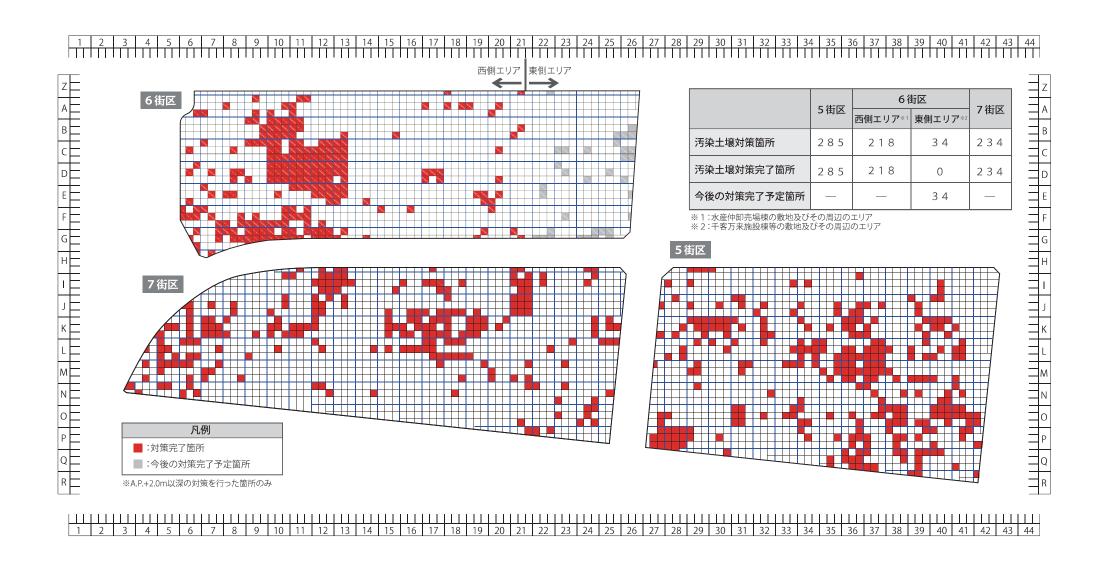
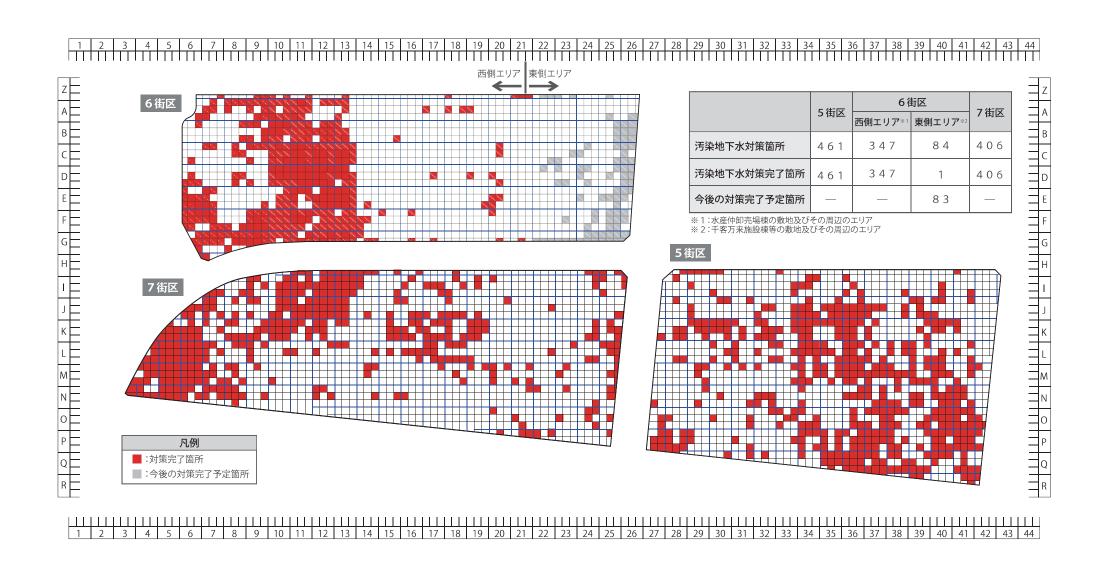
汚染土壌・汚染地下水の対策状況

汚染土壌の対策状況(平成26年2月20日時点)



汚染地下水の対策状況(平成26年2月20日時点)



汚染土壌対策における土量

○ 「盛土部」、「ガス工場操業時地盤部」、「A.P.+2. Om以深」における土量

現状地盤面 (約 A.P.+6.5m)			5 街区	6 街区	7 街区	合計
	盛土部盛土は、仮置きして	6 街区及び中央防波堤等に仮置き	31.2 万 m³	3.0 万 m³	33.9 万 m³	68.1 万 m³
ガス工場操業時地盤面 (約 A.P.+4.0m)	安全性を確認しながら 対策後の盛土等に利用	仮設土壌処理プラント及び外部許可施設 (汚染土壌)	0.8 万 m³	0.9 万 m³	0.6 万 m³	2.3 万 m³
A.P.+2.0m	ガス工場操業時地盤部 新海面処分場等へ 全て搬出し、きれいな 土と入れ替え	形質変更時要届出区域 ^{※1} 内の土壌 (新海面処分場)	15.0 万 m³	13.2 万 m³	17.3 万 m³	45.5 万 m³
		形質変更時要届出区域外の土壌 (中央防波堤外側埋立地)	3.6 万 m³	3.9 万 m³	5.2 万 m³	12.7 万 m³
		仮設土壌処理プラント及び外部許可施設 (汚染土壌)	2.4 万 m³	2.5 万 m³	1.5 万 m³	6.4 万 m³
	A.P.+2.0m 以深 ガス工場操業に由来する 汚染土壌を確実に除去	仮設土壌処理プラント及び外部許可施設 (汚染土壌)	9.9 万 m³	7.6 万 m³	9.6 万 m³	27.1 万 m³

^{※1:}形質変更時要届出区域とは、土壌汚染対策法により土壌汚染があるとして指定され、形質変更時に届出が必要な土地をいう。

^{※2:}水産仲卸売場棟の敷地及びその周辺のエリア